

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	甲賀市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.koka.lg.jp/10871.htm

執行機関名 甲賀市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第4の項 重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(平成25年告示第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第一条 この告示は、重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。 第二条 福祉助成費の助成を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、甲賀市福祉医療費助成条例第2条第4号に規定する母子家庭の母等又は同条第5号に規定する父子家庭の父等に該当する者
⑦独自利用事務の関連規範		甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(平成25年告示第24号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱第2条、第3条、第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、甲賀市福祉医療費助成条例第2条第4号に規定する母子家庭の母等又は同条第5号に規定する父子家庭の父等に該当する者に係る申請等(申請又は届出という。)の受理、その申請等に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	甲賀市福祉医療費助成条例第3条、第5条、第8条、第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		